

令和6年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第5報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・令和6年7月31日 保医発0731第3号 検査料の点数の取扱いについて
- ・令和6年7月31日 医療課事務連絡 令和6年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
604	右	上から26行目	<p>D012 感染症免疫学的検査</p> <p>(1)～(37) (略)</p> <p>(38) 「42」の(1→3)－β－D－グルカンは、発色合成基質法、比濁時間分析法又はELISA法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。なお、本検査を「23」のカンジダ抗原定性、同半定量、同定量、「30」のアスペルギルス抗原、「32」のD－アラビニトール、「34」のクリプトコックス抗原半定量又は「35」のクリプトコックス抗原定性、<u>アスペルギルスIgG抗体(ただし、慢性進行性肺アスペルギルス症と侵襲性肺アスペルギルス症の併存が疑われる患者に対して本検査を実施した場合を除く。)</u>と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p>(39)～(59) (略)</p>	<p>D012 感染症免疫学的検査</p> <p>(1)～(37) (略)</p> <p>(38) 「42」の(1→3)－β－D－グルカンは、発色合成基質法、比濁時間分析法又はELISA法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。なお、本検査を「23」のカンジダ抗原定性、同半定量、同定量、「30」のアスペルギルス抗原、「32」のD－アラビニトール、「34」のクリプトコックス抗原半定量又は「35」のクリプトコックス抗原定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p>(39)～(59) (略)</p>	字句挿入
609	右	上から20行目	<p>(60) <u>アスペルギルスIgG抗体は、ELISA法により、慢性進行性肺アスペルギルス症又はアレルギー性気管支肺アスペルギルス症が疑われる患者に対して測定した場合に、「D012」感染症免疫学的検査の「42」(1→3)－β－D－グルカンの所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。なお、本検査は、関連学会の定める指針に従って実施すること。</u></p>	<p>(新設)</p>	字句挿入
			<p>第5部 投薬</p> <p>第5節 処方箋料</p> <p>F400 処方箋料</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 「注8」において、「直近3月に処方箋を交付した回数」が一定以上である保険医療機関が、調剤報酬点数表「00」調剤基本料の4に規定する特別調剤基本料Aを算定する薬局であって、当該保険医療機関から集中的に処方箋を受け付けているものと不動産取引等その他の特別の関係を有する場合」とは、以下のいずれにも該当する医療機関が処方箋を交付する場合をいう。</p>	<p>第5部 投薬</p> <p>第5節 処方箋料</p> <p>F400 処方箋料</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 「注8」において、「直近3月に処方箋を交付した回数」が一定以上である保険医療機関が、調剤報酬点数表「00」調剤基本料の4に規定する特別調剤基本料Aを算定する薬局であって、当該保険医療機関から集中的に処方箋を受け付けているものと不動産取引等その他の特別の関係を有する場合」とは、以下のいずれにも該当する医療機関が処方箋を交付する場合をいう。</p>	

769	右	下から2行目	<p><u>ア 直近3月の処方箋を交付した回数が12,000回を超えること。</u></p> <p><u>イ 保険薬局(調剤点数表「00」の4に規定する特別調剤基本料Aを算定しているものに限る。)と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険医療機関であること。</u></p> <p><u>ウ 当該特別な関係を有する保険薬局の当該保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が9割を超えていること。なお、当該保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合については、特掲診療料施設基準通知の第88の2の2の(3)の取扱いに準じる。</u></p>	<p><u>ア 直近3月の処方箋を交付した回数が12,000回を超えること。</u></p> <p><u>イ 保険薬局(調剤点数表「00」の4に規定する特別調剤基本料Aを算定しているものに限る。)と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険医療機関であること。</u></p> <p><u>当該特別な関係を有する保険薬局の当該保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が9割を超えていること。なお、当該保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合については、特掲診療料施設基準通知の第88の2の(3)の取扱いに準じる。</u></p>	字句挿入
-----	---	--------	--	--	------